

令和 6 年度国民健康保険税について

○ 国民健康保険税は世帯主の方に税金がかかります。

○ 国民健康保険税は、**加入している方の所得等**より計算します。

【計算方法】

所得割 a（昨年の収入） + 資産割 b + 均等割 c（人数） + 平等割 d（1世帯）の合計

【税率】

	医療分	支援分	介護分	備考
所得割 a	8.5%	3.5%	1.5%	前年中の所得金額 - 43万円 × 税率
資産割 b	0%	0%	—	嘉麻市の固定資産（土地・家屋）税額 × 税率 ※令和 6 年度より資産割は廃止となりました。
均等割 c	23,000円	7,500円	12,000円	国保加入者の人数 × 金額
平等割 d	26,500円	7,500円	—	1世帯あたり
限度額	650,000円	240,000円	170,000円	a + b + c + d の合計の上限額

- ・ 医療分：国民健康保険の加入者の医療費を支えるために納める分となります。
- ・ 支援分：後期高齢者医療を支えるために納める分となります。
- ・ 介護分：国民健康保険から介護保険料を納める分となります。（40歳～64歳の方のみ該当）

○ 世帯の国保加入人数と世帯の合計所得に応じて**均等割と平等割の軽減**があります。

※ 世帯内に1人でも未申告の方が居ると軽減できません。（収入申告が必要です。）

人数	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減
1	430,000円以下	725,000円以下	975,000円以下
2	530,000円以下	1,120,000円以下	1,620,000円以下
3	630,000円以下	1,515,000円以下	2,265,000円以下
4	730,000円以下	1,910,000円以下	2,910,000円以下
5	830,000円以下	2,305,000円以下	3,555,000円以下

※ 擬主は人数に加えません。ただし、擬主の所得は軽減判定に影響します。